

保安管理業務の細目及び基準

1 保安管理業務の内容

(1) 乙が受託して実施する保安管理業務は次によるものとする。

ア 定例の保安管理業務は次の各号によるものとする。

(ア) 定期的な点検、測定及び試験(具体的基準は、別表に定める「点検、測定及び試験の基準」による。)を行い、経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」という。)の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行うこと。

(イ) 電気工作物の設置又は変更の工事の設計の審査について、甲の通知を受け必要な指導、助言を行うこと。

(ウ) 電気工作物の設置又は変更の工事が1週間以上にわたる場合は、甲の通知を受け工事中の点検を毎週1回行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行うこと。

(エ) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行うこと。

この場合は、甲は乙が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に乙に連絡するものとする。

(オ) 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成及び手続の指導を行うこと。

(カ) 乙が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行うこと。

(キ) 電気事業法に規定する立入検査には、その都度甲の通知を受け、乙の保安業務従事者が立ち会うこと。

イ 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとする。

(ア) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続の指導を行うこと。

(イ) 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行うこと。

(ウ) 前各号のほか甲の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行うこと。

(2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、甲は甲の負担において電気事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。この場合において、甲の申し出がある場合又は点検の際に乙が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、乙は指導、助言又は協議を行うものとする。

ア 漏電火災警報器又は昇降設備等、取扱いが法令により特定の資格を要するもの。

イ オートメーション化された機器等、取扱いが特殊の専門技術を要するもの。

ウ 移動して使用する機器及びこれに付属する電線のうち、点検時現場に設置されていないもの。

エ 密閉型防爆構造の機器等、構造上内部点検ができないもの。

オ 有毒ガス発生箇所又は酸欠箇所に設置された機器等、点検時に著しい危険が伴うもの。

カ 点検できない隠蔽場所等に設置された配線及び機器等。

キ 建設中の2階以上の高所部分、シールド室内及び工事中のトンネル内等、電気設備又は機器等の点検困難なもの。

ク 業務上の都合等甲の理由で、乙が立ち入りできない場所に設置された機器等。

(3) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1号による点検のほか、甲が確認を行うものとする。

2 相互の連絡

(1) 甲は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく乙に通知するものとする。

ア 遅滞なく連絡する事項

(ア) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合。

(イ) 電気工作物の使用を休止する場合又は休止中の電気工作物の使用を開始する場合。

イ その他連絡する事項

(ア) 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。

(イ) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。

(ウ) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し又は実地指導訓練を行う場合。

(エ) 甲の事業場に設置された絶縁監視装置(電話通報方式)が警報を発した場合。

【指定管理仕様書資料②】

- (オ) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
 - (カ) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。
 - (キ) 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合。
 - (ク) 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。
 - (ケ) 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。
 - (コ) 電気事業者との需給契約を変更する場合。
 - (サ) 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。
 - (シ) その他電気工作物の保安に関し必要な場合。
- (2) 乙は次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとする。
- ア 乙の就業時間内、時間外における乙への連絡方法。
 - イ 甲の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合。
 - ウ その他必要な事項。
- 3 絶縁監視装置及び機器の設置
- (1) 次号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び乙の定める条件に該当する電気工作物には、甲の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができる。
- (2) 電気工作物の信頼性の高い需要設備の条件（下記のア～オの全てに該当することが必要）
- ア 構外にわたる高圧電線路がないものである。
 - イ 柱上に設置した高圧変圧器がないものである。
 - ウ 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないものである。
 - エ 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているものであること。
 - オ 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の計器用変成器がないものであること。
- (3) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」という。）は甲乙協議のうえ乙が設置し所有するものとする。
- (4) 甲は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設並びに電話回線の利用について便宜を供するものとする。
- (5) 絶縁監視装置等機器並びに設置工事に要する費用は、原則として乙が負担するものとする。
- (6) 絶縁監視装置等機器の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものとする。
- (7) 甲は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとする。
- 4 絶縁監視装置及び機器の撤去
- (1) 乙は、甲との保安管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとする。
- (2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、甲乙協議のうえ絶縁監視装置等機器を撤去するものとする。
- (3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して前項第2号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、甲乙協議のうえ絶縁監視装置を撤去するものとする。
- 5 その他
- この「保安管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度甲乙相互に協議するものとする。

【指定管理仕様書資料②】

別 表

点 検、測 定 及 び 試 験 の 基 準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
受 電 設 備 （ 含 配 電 設 備 ・ 二 次 変 電 室 設 備 ）	引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※1	
		放電雑音チェック			
		CVケーブル活線劣化診断			
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※1	
		継電器の動作試験		○※1	
		継電器との結合動作試験		○※1	
		トリップ回路の導通試験			
		絶縁油酸価試験		○※2	
		絶縁油耐圧試験		同上不良の場合	
		内部点検		○※2	
		放電雑音チェック			
		温度チェック			
	母線、計器用変成器 断路器、避雷器 電力用コンデンサ その他機器	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※1	
		放電雑音チェック			
		温度チェック			
	変圧器	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※1	
		絶縁油透明度試験		○※3	
		絶縁油酸価試験		○※3	
		絶縁油耐圧試験		同上不良の場合	
		内部点検		○※3	
		放電雑音チェック			
		温度チェック			
		フルフラー劣化診断			
	配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※1	
		継電器の動作試験		○※1	
		継電器との結合動作試験		○※1	
		放電雑音チェック			
		温度チェック			
	接地装置	外観点検	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定		○	
	蓄電池	外観点検	○	○	必要の都度
		比重測定	1回／年	○	
		液温測定	1回／年	○	
		電圧測定	1回／年	○	

【指定管理仕様書資料②】

電 気 工 作 物		点 検、測 定 及 び 試 験 項 目	月次点検	年次点検	臨時点検
電気使用場所の設備	電動機，電熱器	外観点検	○	○	必要の都度
	電気溶接機	絶縁抵抗測定		○※1,5	
	その他の電気機器類	接地抵抗測定		○	
	照明装置	温度チェック			
	配線及び配線器具	漏洩電流測定	○※4		
	接地装置	絶縁監視	○※6	○※6	
	配電線路の電線等	高調波測定			
	及び支持物				
非常用予備発電装置	ガスタービン及び附属装置	外観点検	○	○	必要の都度
	内燃機関及び附属装置	起動試験	○	○	
発電機及び励磁装置	接地装置	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※1	
		接地抵抗測定		○	
遮断器・開閉器	その他の電気機器類	受電設備と同じ			受電設備と同じ

注

- (1) 「外観点検」とは、目視により点検を行う。
- (2) 年次点検は停電をして行う点検（停電点検）をいう。
- (3) ※1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことができる。
- (4) ※2を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うこと。
- (5) ※3を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過時に、20年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うこと。
- (6) ※4を付した測定は毎月点検の場合は、隔月1回高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で行うものとする。ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わない。
- (7) ※5を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることができる。
- (8) ※6を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいう。
この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を年次点検実施時、誤差試験を年1回行うものとする。